

盛土規制法^の

申込不要

説明会を開催^をします

○県内全域※を規制区域に指定し、令和7年4月1日から規制を開始する予定です
○規制区域内で行う盛土等については、許可または届出が必要となります
※中核市である大津市においては、大津市が区域指定。

1. 対象者 事業関係者（工事主、設計者、工事施行者など）

2. 説明内容

- 盛土規制法の概要
- 規制対象行為
- 申請手続き
- 技術的基準、など

3. 開催日時と方法

【対面】 説明内容は2日間とも同じです

○令和7年 1月24日（金） 14：00～16：30

滋賀県庁 新館7階大会議室
（大津市京町4-1-1）

○令和7年 1月29日（水） 14：00～16：30

米原市役所1階コンベンションホール
（米原市米原1016番地）

4. 説明資料 開催日1週間前を目途にホームページに掲載します。紙面は準備しておりませんので、端末等をお持ちいただくか、各自打ち出してください。

■後日、説明動画をインターネットにアップします。
リンク先はホームページにてお知らせします。

お問い合わせ

滋賀県 土木交通部 住宅課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号 TEL：077-528-4240

ホームページ

<https://www.pref.shiga.lg.jp/kensei/gaiyou/soshiki/dobokukotsubu/jyuuminka/>



滋賀県 盛土規制法

検索